

札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・ 社会復帰支援モデル事業への協力について

【概要】

札幌刑務所において、精神障害を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援のモデル事業が開始されることとなり、本月15日、矯正局から通知が発出されましたが、北海道大学病院附属司法精神医療センターは、札幌刑務所に隣接するという地の利と、医療観察法^{※1}病棟として触法精神障害者を治療してきた経験を生かし、本モデル事業に協力することを決め、札幌刑務所、法務省矯正局、矯正研修所及び北大病院附属司法精神医療センターの4者間で協定を締結することとなりました。

【本モデル事業の意義】

令和4年の新受刑者のうち、精神障害（知的障害を含む。）を有すると診断された者は、2,435名（新受刑者総数の約17%）であり、うち、入所回数が2回以上の者は、66.9%に上っており、診断のない者のその割合（54.5%）と比較すると、再入所者の占める割合が高い状況となっています。本人が自身の精神障害や保健医療・福祉サービスを十分に理解していないなどの理由により、自ら各種支援を拒否する場合も少なくありません。

そこで、拘禁刑が導入されることも見据え、札幌刑務所（北海道札幌市）において、北海道内所在の刑事施設から精神障害を有する受刑者20名程度を集約し、刑務官に加え、医師、看護師、作業療法士、福祉専門官等の専門職と、保健医療・福祉関係等の外部専門機関が協力した多種職・多機関連携によるチーム処遇を要として、適切な治療と障害特性を踏まえた処遇が実施されることとなりました。また、対象者の障害受容を促し、各種支援の必要性を十分に理解できるよう働き掛けを行った上で、保健医療サービスの利用に向けた調整、福祉サービス等を受けるために必要な精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整など、在所中から出所後まで一貫性のある息の長い社会復帰支援が行われます。矯正局としては、この新たな事業をモデル事業として位置付け、その効果を適切に検証した上で、地域の実情も考慮しながら、更なる展開の可能性を検討していくものと思われます。

北大病院附属司法精神医療センターは北海道初、さらには大学病院初の医療観察法指定入院医療機関として令和4年4月に開院しましたが、刑務所などの矯正施設に隣接した場所で運営されるのも全国初であり、矯正医療との連携が期待されておりました。医療観察法病棟での経験は本モデル事業において有用であると思われ、治療プログラムを提供するほか、本事業の効果検証やプログラムの実施に協力することを予定しています。

【協定締結式、内覧会のお知らせ】

令和6年4月22日（月）に札幌刑務所にて協定締結式及び内覧会が開催される予定です。詳細及び取材のお申し込みについては札幌刑務所作成の添付資料「札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業に係る協定締結式及び同刑務所内覧会の取材について【御案内】」をご参

照ください。

【用語の説明】

※ 1 医療観察法：心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

お問い合わせ先

北海道大学病院附属司法精神医療センター 賀古 勇輝（かこ ゆうき）

T E L 011-769-0423 F A X 011-769-0424 メール shihou-seishin@huhp.hokudai.ac.jp

配信元

北海道大学病院総務課総務係（〒060-8648 札幌市北区北 14 条西 5 丁目）

T E L 011-706-7631 F A X 011-706-7627 メール pr_office@huhp.hokudai.ac.jp

○添付資料

- ・ 札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業概要
- ・ 札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業に係る協定締結式及び同刑務所内覧会の取材について【御案内】
- ・ 取材申込書



札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業概要

現状・問題点

- 令和4年の新受刑者のうち、**精神障害**（知的障害を含む）の診断をされている者は、全国で**2,435名（全新受刑者の約17%）**を占めている状況である（令和4年矯正統計年報）。
- これまでの矯正施設内での医療では、疾患の治療に重きが置かれ、精神障害を有する受刑者の特性や生活上の課題に、必ずしも十分に目が向けられてこなかったところ、出所後の地域社会での安定した生活を実現するためには、矯正医療に**外部専門機関や各専門職のノウハウに基づく支援**を取り入れる必要がある。
- 精神障害を有する受刑者の再犯防止を推進するためには、適切な治療を実施した上で、社会復帰を見据えた福祉的支援が必要であるが、現状のままでは、当人の病識が不十分であったり、身近に相談できる人がいなかったりするなど、様々な要因から継続した医療、福祉につながらず、**円滑な社会復帰に支障を来すおそれがある**。

対策概要

- 精神疾患の治療を行いつつ、出所後の地域社会での生活を見据えて、①医療機関と連携した治療、②機能向上作業・障害特性に応じた刑務作業等、③当事者研究等の専門的手法を取り入れた処遇、④在所中からの精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整、⑤地域社会での安定した生活を継続させる息の長い寄り添い型支援を可能とする社会復帰支援を実施
- 北海道所在の刑事施設から、札幌刑務所に精神障害を有する受刑者を一定数集約（20名程度）した上で、精神科病院、作業療法士会、精神保健福祉士協会、社会福祉法人と国が協働して**多職種・多機関連携によるチーム処遇**を実施

事業イメージ

【対象者】

- 北海道内の刑事施設において、精神障害を有する受刑者
 - ・重大な身体疾患を有しない者
 - ・精神障害の程度が、集団又は個別の処遇プログラム等の実施が可能な程度である者
 - ・移送時の残刑期が少なくとも1年以上ある者
- 当初は、特に精神病性障害の陰性症状が進んでいる者を対象とする

【業務フロー】

札幌矯正管区において対象候補者の選定

移送

札幌刑務所

施設内処遇

- 適切な精神科治療
 - 薬物療法
 - 精神療法
 - 精神科リハビリテーション
- 特性に応じた作業・訓練・指導
 - 機能向上作業
 - 障害特性に応じた刑務作業
 - 日常生活自立に役立つ改善指導

協働

精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整

社会復帰に向けた支援

- 更生保護官署・地域生活定着支援センター等との調整

出所

地域生活を前提とした

- ㊤ 一般就労（一般企業・特例子会社）
- ㊤ 福祉的就労等（農福連携、就労移行・継続支援）
- ㊤ 福祉的支援 など

外部協力者

北海道大学病院附属司法精神医療センター

- ㊤札幌刑務所に隣接する医療観察法病棟の地の利を生かし、治療プログラムを提供するほか、本事業の効果検証やプログラム実施に協力

北海道作業療法士会

- ㊤社会復帰に必要な①基本的動作能力、②応用的動作能力、③社会的適応能力の維持・改善を図るための各種作業に関する協力

北海道精神保健福祉士協会

- ㊤精神障害を有する出所者支援に係る精神保健福祉ネットワークの構築
- ㊤社会資源の開拓やその情報提供
- ㊤普及啓発活動に関する協力
- ㊤出所後の寄り添い型支援に向けた医療機関や福祉関係機関への引き継ぎ
- ㊤上記業務を行う精神保健福祉士の派遣

社会福祉法人 浦河べてるの家

- ㊤精神障害等を抱えた当事者の地域活動拠点としての実績を参考に、当事者研究等の手法を取り入れた矯正処遇に協力
- ※当事者研究：精神障害者が自律的に自分の抱える生きづらさや体験のメカニズムと意味を解き明かし、従来の対処に変わる“新しい自分の助け方”を考案する「認知・ヒューマンスティック・アプローチ」

北海道医療大学先端研究推進センター

- ㊤精神障害を有する受刑者に対する当事者研究等の実施を支援するなど、本事業に協力

地方公共団体によるバックアップ

令和6年3月18日（月）

札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業に係る締結式及び同刑務所内覧会の取材について【御案内】

札幌刑務所

1 日時

令和6年4月22日（月）午後零時50分から午後4時30分

※受付開始午後零時30分

2 場所

札幌刑務所

3 概要

（1）協定締結式

令和6年3月から札幌刑務所で実施している精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業について、処遇プログラム及び効果検証に関して連携・協力して取り組むため、北海道大学病院附属司法精神医療センター、法務省矯正局、矯正研修所及び札幌刑務所の4者間で協定を締結するもの。

（2）札幌刑務所内覧会

上記モデル事業を実施する建物について、札幌刑務所内を見学していただく機会を設けるもの。

※撮影場所、方法等はあらかじめ指定させていただきます。

4 協定締結式出席予定者

北海道大学病院附属司法精神医療センター長

法務省矯正局長

矯正研修所長

札幌刑務所長

5 日程

午後零時 30 分 札幌刑務所庁舎 1 階エントランスにて受付開始

午後零時 50 分 協定締結式及び内覧会概要等説明

午後 1 時 協定締結式会場へ案内

午後 1 時 30 分 協定締結式

午後 2 時 45 分 札幌刑務所概況説明・内覧会

午後 4 時 質疑応答

午後 4 時 30 分 解散

6 備考

(1) 参加を希望される方は、別紙「取材申込書」に必要事項を記載の上、令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 5 時までに、以下の【取材申込先】までお申し込みください。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、発熱や風邪症状のある場合は、参加をお控えいただきますよう、御協力よろしく願います。

(3) たばこ、ライター、飲食物及び携帯電話については、協定締結式会場、内覧会会場及び質疑応答会場への持ち込みができません。受付後、

指定した場所にお預けいただきますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 撮影は、指定した場所での撮影となります。指定場所以外での撮影は御遠慮ください。

なお、当日御案内する各会場には、被収容者はいません。

(5) 当日の日程は、都合等により、若干の変更があり得ますので、あらかじめ御了承ください。

(6) 本協定締結式及び内覧会については、北海道司法記者クラブ所属外の記者も参加予定です。

(7) 本協定締結式及び内覧会参加中、職員から指示があった場合には、これに従ってください。

【取材申込先】

担当者：札幌刑務所（担当 谷垣）

連絡先：011-781-2011

Mail：sp.2101@piano.ocn.ne.jp

【取材申込書】

札幌刑務所担当者 行き

1 社名

2 来所者名（フルネーム）・年齢・性別

氏名	年齢	歳	性別
氏名	年齢	歳	性別
氏名	年齢	歳	性別

3 来所者代表名・連絡先

代表者名（フルネーム）_____

連絡先

TEL _____

Mail _____

4 来所手段（車両の場合、駐車場所を確保しますので、車種・ナンバーを記載してください。）

札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業に係る締結式及び同刑務所内覧会の取材申込書になります。

上記項目に必要事項を記載の上、札幌刑務所担当者宛て、Mail で提出してください。
締切日は、令和6年4月12日（金）午後5時までとさせていただきます。

【取材申込先】

担当者：札幌刑務所（担当 谷垣）

連絡先：011-781-2011

Mail：sp.2101@piano.ocn.ne.jp